

令和8年度
国営総合農地防災事業全体実施設計

吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場実施設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場実施設計業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区の全体実施設計書の作成に利用するため、中下・浅井統合排水機場の実実施設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする中下・浅井統合排水機場の建設予定地は、宮城県東松島市野蒜長沼地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書、及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
-----	------	------

技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引き書（案）」（以下「照査手引き書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引き書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担当業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場（平成30年5月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成30年5月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和3年6月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成26年3月

(設計条件)

第2－2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 設計基本条件

① 洪水時排水ポンプ 洪水時初期吸水位 NWL－1.50m

洪水時計画吐水位 HWL+3.31m

計画最高実揚程

(洪水時計画吐水位－洪水時初期吸水位) 4.81m

洪水時排水量 $Q=5.60 \text{ m}^3/\text{s}$ ($\phi 1000 \times 2$ 台、 $\phi 350 \times 2$ 台)

内訳

$Q=2.49 \text{ m}^3/\text{s}$ ($\phi 1000$ ・横軸斜流・電動機駆動×1台)

$Q=2.49 \text{ m}^3/\text{s}$ ($\phi 1000$ ・横軸斜流・エンジン駆動×1台)

$Q=0.62 \text{ m}^3/\text{s}$ ($\phi 350$ ・横軸渦巻・電動機駆動×2台)

② 常時排水ポンプ

常時初期吸水位 NWL－2.00m

常時計画吐水位 HWL－0.20m

設計点実揚程

(常時計画吐水位－常時初期吸水位) 1.80m

常時排水量 $Q=2.49 \text{ m}^3/\text{s}$ (洪水時排水ポンプと兼用)

内訳

$Q=2.49 \text{ m}^3/\text{s}$ ($\phi 1000$ ・横軸斜流・電動機駆動×1台)

(2) その他の設計条件

① 洪水時排水ポンプ

洪水時最高吸水位 HWL－0.18m

洪水時最低吸水位 LWL－2.00m

洪水時最高吐水位 HHWL+3.50m

洪水時最低吐水位 LWL－0.30m

洪水時最高実揚程 5.50m

② 常時排水ポンプ

常時最低吸水位 LWL－2.50m

常時最高吐水位 HHWL－0.14m

常時最低吐水位 LWL－0.30m

常時最高実揚程 2.36m

(参考図書)

第2－3条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次によるものとする。なお、最新のものを使用するものとする。

番号	名 称	発行所・監修	制定(改訂) 年 月
1	建設省河川砂防技術基準(案)同解説	建設省河川局	平成9年10月
2	国交省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省河川局	平成17年11月
3	解説・工作物設置許可基準	(財)国土開発技術 研究センター	平成10年11月
4	柔構造樋門設計の手引き	(財)国土開発技術 研究センター	平成10年11月

(貸与資料)

第2－4条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務	1部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間(予定)
1	令和8年度 国営総合農地防災事業全体実施設計 吉田川流域地区中下機械排水路実施設計業務	令和8年5月～ 令和9年2月
2	令和8年度 国営総合農地防災事業全体実施設計 吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場他地質調査業務	令和8年4月～ 令和8年12月

第3章 作業内訳

(作業項目及び数量)

第3-1条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 設計計画	1式	
3. 水理計算	1式	
4. 機場工の設計	1式	
5. 樋門、樋管工の設計	1式	
6. 建屋の設計	1式	
7. 護岸工の設計	1式	
8. 土工計画	1式	
9. 仮締切堤設計	1式	
10. 山留工の設計	1式	
11. 施工計画の検討	1式	
12. 特別仕様書	1式	
13. 概算工事費積算	1式	
14. 照査	1式	
15. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 各作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

1 共通事項

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 現地調査に当たっては、施設管理者と調整のうえ行うものとする。
- (3) 本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- (4) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

2 設計作業

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。特に、施設管理者の維持管理への意向に配慮するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ①農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ②新技術情報システム（NETIS）については、<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」及び「土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事、施設機械工事）」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」等に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- (7) ゲート設備、除塵設備、ポンプ設備の設計に当たっては、第4回中間打合せを東北農政局土地改良技術事務所における設計諸元検討会として実施するものとする。
- (8) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を

行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ① 設計条件・前提条件
- ② 業務計画の妥当性
- ③ スケジュール
- ④ 設計変更内容

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮

影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に

URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階 (業務確認会議を兼ねる)

第2回 中間打合せ (基本条件整理段階)

第3回 中間打合せ (計画・設計段階)

第4回 中間打合せ (設計諸元検討会)

第5回 中間打合せ (細部設計段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R等) により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7-10 古川合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

第6章 契約変更及び業務スライドの試行

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 既設立石揚水機場の撤去計画に伴う用水送水管の実施設計について、変更追加する予定
- (7) ポンプ台数補正は2口径3台のため標準としているが、協議により必要に応じて変更する。
- (8) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過したのちに日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適切となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場

合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

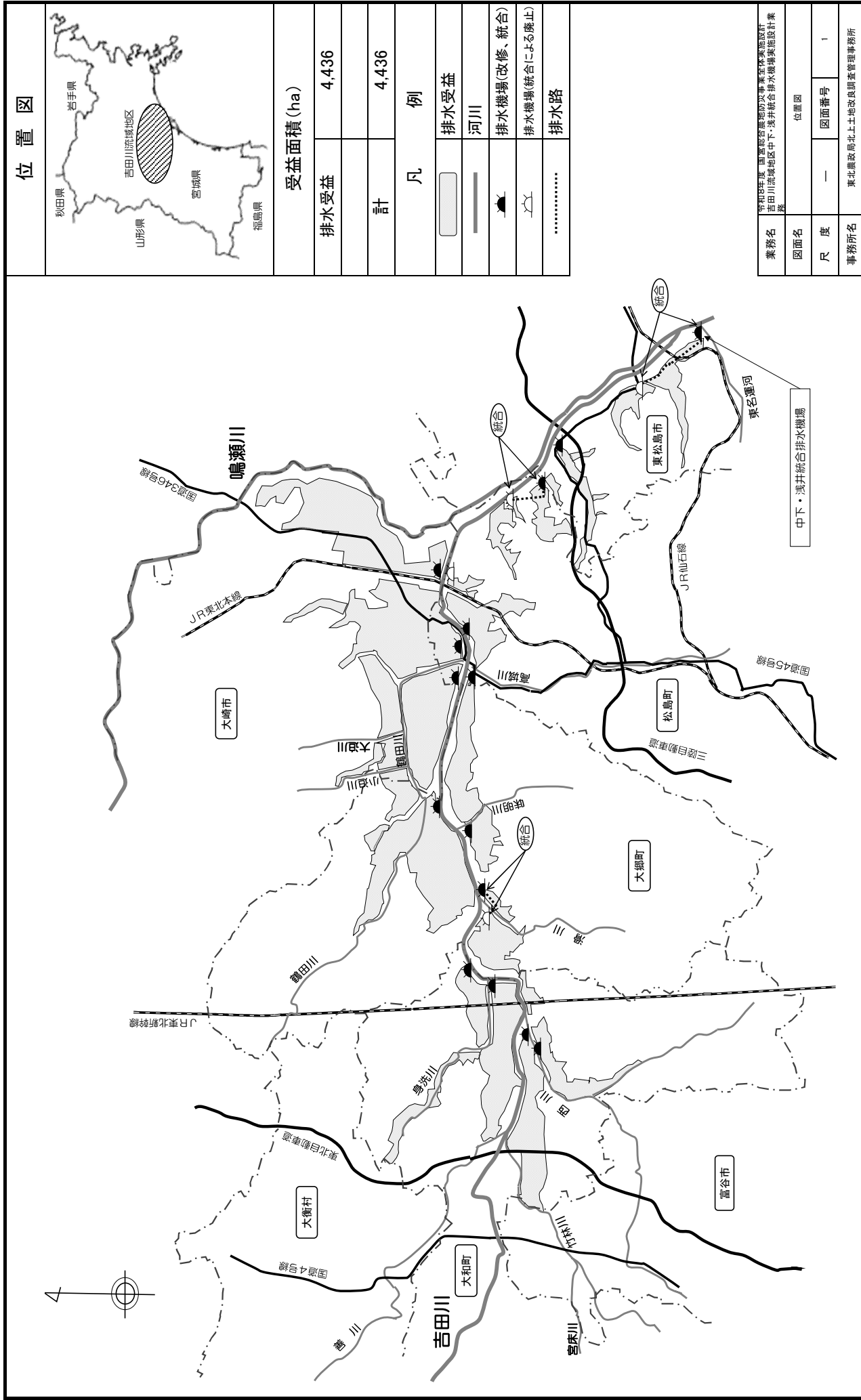
別紙 1

【作業項目内訳表】

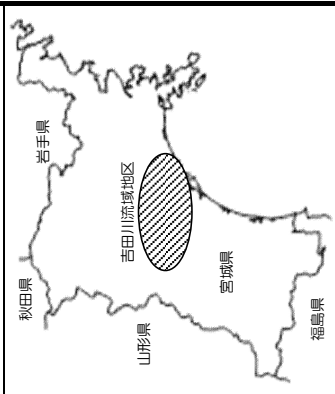
作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	実施設計のため貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 設計計画		
2-1. 比較検討	詳細の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の詳細比較を行う。	○
2-2. ポンプ及び附帯設備 機場規模の検討	ポンプ主要機器の選定配置、機場規模の基本的事項を決定する。	○
3. 水理計算		
3-1. 揚程、キャビテーションの検討	揚程、キャビテーションの計算を行う。	○
4. 機場工の設計		
4-1. 吸水槽	安定構造、配筋計算を行う。	○
4-2. 吐水槽	基礎工、安定構造、配筋計算を行う。	○
4-3. 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。	○
5. 樋門、樋管工の設計		
5-1. 躯体工	安定構造、配筋計算を行う。	○
5-2. 門柱	安定構造、配筋計算を行う。	○
5-3. 胸壁、翼壁、水叩き	安定構造、配筋計算を行う。	○
5-4. 操作室、管理橋	構造配筋計算を行う。	○
5-5. 水門扉	構造計算を行う。	○
5-6. 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。	○
6. 建屋の設計		
6-1. 建物	設計計画、構造計算、設備設計、特別仕様書を作成する。	○
6-2. 設計図作成・数量計算	立面図、正面図、側面図、矩計図、平面図、その他詳細図を作成し、数量計算を行う。	○
7. 護岸工の設計	矢板護岸の安定構造計算、構造図を作成し、数量計算を行う。	○
8. 土工計画	土工図を作成し、数量計算を行う。	○

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
9. 仮締切堤設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。	○
10. 山留工の設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。	○
11. 施工計画の検討	工程計画、施工方法等の骨子を作成する。	○
12. 特別仕様書	主要な工事の特別仕様書を作成する。	○
13. 概算工事費積算	主要工種の単価表を作成し、概算工事費を算定する。	○
14. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
15. 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別添 位置図



位置図



受益面積 (ha)	
排水受益	4,436
計	4,436
凡 例	
	排水受益
	河川
	排水機場(改修、統合)
	排水機場(統合による廃止)
	排水路

業務名	令和9年度 国高災害備前防及事業実施計画 山梨県 吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場実施設計業務		
図面名	位置図		
尺度	—	図面番号	1
事務所名	東北農政局北土地改良調査管理事務所		